第６章　調査計画書についての知事の意見

第６章　調査計画書についての知事の意見

「杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る環境影響評価調査計画書及び環境に影響を及ぼす地域に関する基準に該当すると認める地域を記載した書類」に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第８条第１項の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

1 事業計画について

計画地周辺の田園環境と調和した土地利用計画及び事業計画を定めること。

2 調査、予測及び評価について

(1) 全般的事項

ア　立地予定企業の業種及び配置を想定した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

イ　首都圏中央連絡自動車道及び計画地周辺道路の整備状況に伴う交通量等の変化を考慮すること。

ウ　隣接する既存の産業団地との複合影響について留意すること。

(2) 生態系

水田等を生息場所とする動植物について、希少種のみならず普通種を含む種の動態に留意した上で、調査、予測及び評価を行うこと。

3 環境保全措置について

(1) 道路環境の整備

計画地内において、右折帯の設置等の交差点改良を行って、環境負荷の低減を図ること。

(2) 動植物及び生態系

2(2)に示す調査、予測及び評価結果を踏まえ、湿性環境の創出・保全を計画すること。

また、地域周辺の屋敷林空間（高木、低木、下草）の植物群落について、保全を図ること。

(3) 水象

計画地内の道路、公園及び分譲地における地下水涵養に配慮すること。

例えば、透水性舗装の導入等を計画すること。